

2022年5月23日

各位

会 社 名 株式会社オプティマスグループ 代表者名 代表取締役社長 山 中 信 哉

(コード:9268 東証スタンダード市場)

問合せ先 総務・IR ユニット長 足 立 敢

(TEL: 03-6370-9268)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更議案を 2022 年 6 月 23 日開催予定 の当社第 8 回定時株主総会の付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせ いたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、 書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定め る範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等) 第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次の通りです。

現行定款	変更案
第 3 章 株主総会	第3章 株主総会
_(株主総会参考書類等のインターネット開	_(削 除)_
示とみなし提供)	
第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、	
株主総会参考書類、事業報告、	
計算書類及び連結計算書類に記	
載又は表示をすべき事項に係る	
情報を、法務省令に定めるとこ	
ろに従いインターネットを利用	
する方法で開示することによ	
り、株主に対して提供したもの	
とみなすことができる。_	
(新 設)	(電子提供措置等)
	第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類等の内容で
	ある情報について電子提供措置
	をとる。 2 火人なみ 電フ担供供票されて車
	2 当会社は、電子提供措置をとる事
	項のうち法務省令で定めるもの の全部又は一部について、議決権
	の基準日までに書面交付請求を
	した株主に対して交付する書面
	に記載することを要しないもの
	とする。
	第8章 附則
(新一設)	祝る早
<u>(4/1 IIX/</u>	第 42 条 定款第 16 条(株主総会参考書類
	等のインターネット開示とみな
	し提供)の削除及び定款第 16 条
	(電子提供措置等)の新設は、
	2022 年 9 月 1 日から効力を生ず
	るものとする。
	2 前項の規定にかかわらず、2022 年
	9月1日から6か月以内の日を
	株主総会の日とする株主総会に
	ついては、定款第 16 条 (株主総会
	参考書類等のインターネット開
L	

<u>示とみなし提供)は、なお効力を</u> 有する。

3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

株主総会開催日2022 年 6 月 23 日(予定)定款変更の効力発生日2022 年 6 月 23 日(予定)

以上